

2014

京都の

ゼロ災 京都

労働災害の現状



KTR宮津線を走る観光型車両

—安全・健康・快適職場をめざして—

京 都 労 働 局

平成26年4月

は し が き

労働災害による死傷者数は、多くの関係者の努力により、長期的には大きく減少しました。

京都府内の死亡者数は、昭和30年代に100人を超えていましたが、近年は20人を下回り、休業4日以上死傷者数は、統計が開始された昭和48年には6,200人を超えていましたが、平成11年には3,000人を下回り、平成19年以降2,500人前後で推移しています。

しかし、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりすることは本来あってはならないことであり、「労働災害ゼロ」の社会を実現することは、最も重要な国民的課題の一つです。

平成25年の休業4日以上死傷者数は2,488人、死亡者数は16人となり、死傷者数・死亡者数とも前年より増加しました。

また、定期健康診断実施結果報告による有所見率は、平成25年は50.55%と対前年比0.97%減となり、11年ぶりの減少となりましたが、労働者の高齢化に伴い今後とも予断を許さない状況です。

これらを踏まえ、京都労働局では、平成25年度に策定した「第12次労働災害防止対策推進計画(平成25年度から平成29年度までの5年間)」に基づき、

- ①事業場における安全衛生水準の一層の向上を図るための対策、
 - ②労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化、
 - ③行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携による労働災害防止の取組
- の3点を重点施策として、労働災害防止対策を推進しているところです。

本冊子は、京都の労働災害等の現状をとりまとめた物ですが、本冊子が広く関係者に活用され、働く人々の安全と健康の確保に寄与することを、心より期待するものです。

目次

労働災害関係

1	労働災害発生状況の推移 過去56年(昭和33年～平成25年)	3
2	年別・業種別労働災害発生状況(平成16年～平成25年)	4～5
3	平成25年労働災害発生状況(休業4日以上之死傷災害)	
3-1	業種別(対前年比較)	6
3-2	業種別・起因物別	7
3-3	業種別・事故の型別	8
3-4	監督署別(対前年比較)	9
3-5	事業場規模別	10
3-6	年齢別	10
4	死亡災害の推移 過去56年(昭和33年～平成25年)	11
5	平成25年死亡災害発生状況	
5-1	業種別・起因物別	12
5-2	業種別・事故の型別	12
6	平成25年死亡災害一覧	13

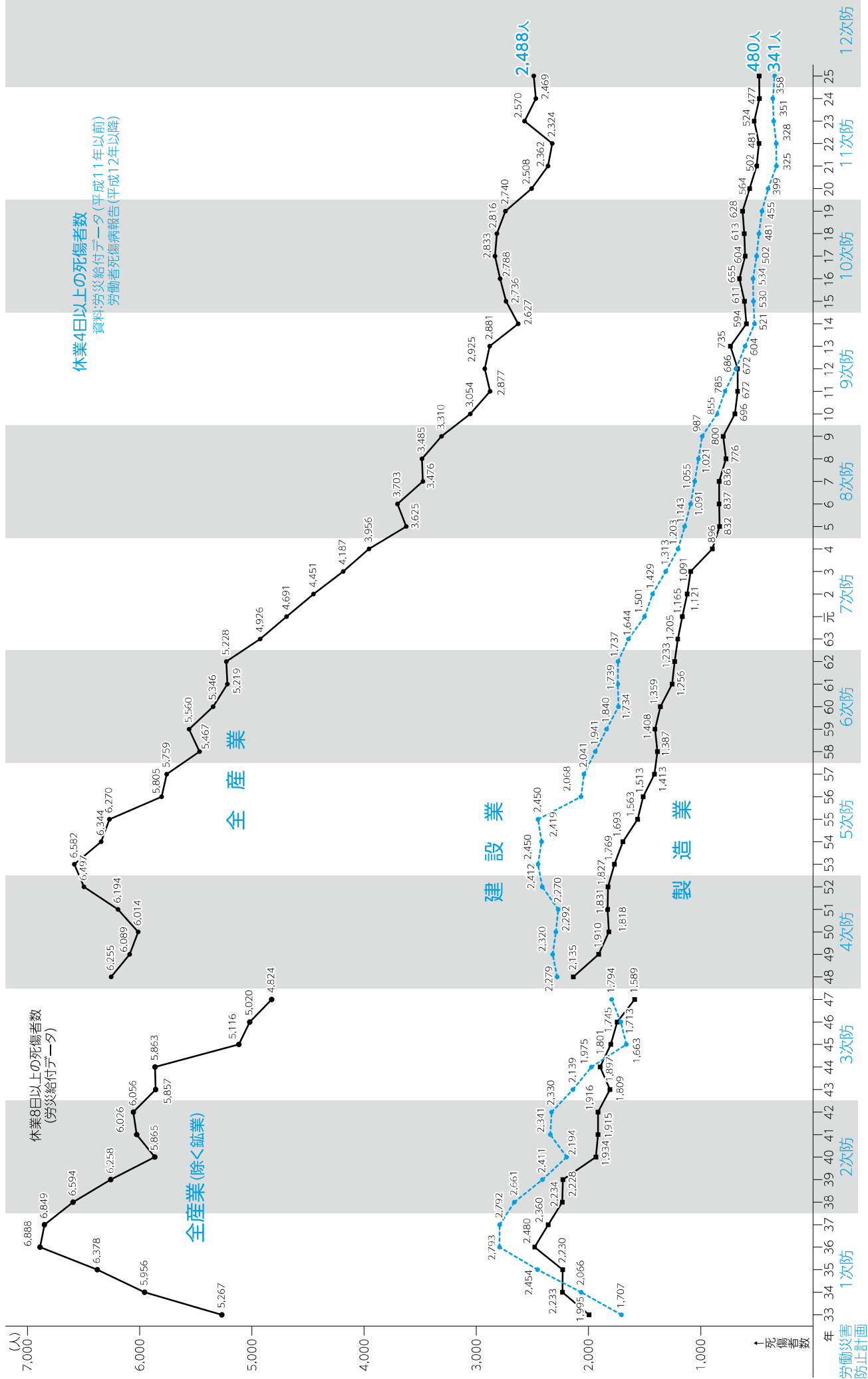
健康確保関係

7	平成25年定期健康診断実施状況(業種別)	14
8	定期健康診断の実施状況	
8-1	有所見率(%)等の推移(過去20年)	15
8-2	業種別有所見率(平成25年)	16
8-3	検査項目別有所見率(平成25年全産業)	16
9	平成25年特殊健康診断実施状況(対象業務別)	17
10	指導勧奨による特殊健康診断実施状況(対象業務別)	18

参考資料

11	労働安全衛生法の一部を改正する法律案の概要	19～22
12	産業保健活動総合支援事業のご案内	23～24
13	労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置について	25～26
14	京都労働局第12次労働災害防止対策推進計画の目標・重点施策	27

1 労働災害発生状況の推移 過去56年（昭和33年～平成25年）



2 年別・業種別 労働災害発生状況 (平成16年～平成20年)

京都労働局

業種 \ 年別	16年	17年	18年	19年	20年
全 産 業	2,788^㉑	2,833^㉑	2,816^㉒	2,740^㉒	2,508^㉓
製 造 業	655^㉑	604	613^㉑	628^㉑	564^㉑
食料品製造業	167 ^㉑	149	157 ^㉑	158	152
繊維工業・繊維製品製造業	41	37	41	24	30
木材・木製品・家具等製造業	53	48	36	32	26
パルプ・紙・印刷・製本業	53	45	49 ^㉑	60	41 ^㉑
化学工業	38	39	42 ^㉑	31	28 ^㉑
窯業土石製品製造業	28 ^㉑	26	24	26 ^㉑	20 ^㉑
鉄鋼・非鉄金属製造業	23	27	23	30	23 ^㉑
金属製品製造業	85	84	86 ^㉑	101	84
一般機械器具製造業	57 ^㉑	50	43 ^㉑	55	50
電気機械器具製造業	28	23	21	22	29
輸送用機械等製造業	26	15	25	29	22 ^㉑
電気・ガス・水道業	9	3	2	2	2
その他の製造業	47 ^㉑	58	64	58 ^㉑	57 ^㉑
鉱 業	5	11^㉑	4^㉑	5^㉑	6
建 設 業	534^㉑	502^㉑	481^㉑	455^㉑	399^㉑
土木工事業	90	108 ^㉑	109 ^㉑	91	68 ^㉑
建築工事業	374	317 ^㉑	317	294 ^㉑	252 ^㉑
木造家屋等建築工事業	150	126 ^㉑	138	101 ^㉑	104 ^㉑
その他の建設業	70 ^㉑	77 ^㉑	55 ^㉑	70 ^㉑	79 ^㉑
運 輸 業	398^㉑	441^㉑	413^㉑	392^㉑	336
鉄道等・道路旅客運送業	143 ^㉑	146 ^㉑	128	119 ^㉑	104
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	251 ^㉑	292 ^㉑	281 ^㉑	273 ^㉑	231
その他の運輸交通・港湾運送業	4	3	4	0	1
農林・畜産・水産業	104^㉑	95	105^㉑	110^㉑	99^㉑
林業	68 ^㉑	57	63 ^㉑	65 ^㉑	55
商 業	387^㉑	395	350	369^㉑	351
小売業	293 ^㉑	278	254	270 ^㉑	238
金融・広告業	46^㉑	45	41	56	42
保健衛生業	199	227	252	211^㉑	219
社会福祉施設	125	147	151	138	140
接客娯楽業	160^㉑	169	198	177^㉑	165
旅館業	28	37	42	38 ^㉑	34
飲食店	89 ^㉑	96	113	108	104
ゴルフ場の事業	28	23	24	18	16
清掃・と畜業	160	153^㉑	141	138^㉑	128
ビルメンテナンス業	57	68 ^㉑	53	68 ^㉑	73
そ の 他	140^㉑	191^㉑	218^㉑	199^㉑	199^㉑
警備業	23 ^㉑	23	39 ^㉑	23 ^㉑	22

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

2 年別・業種別 労働災害発生状況 (平成21年～平成25年)

京都労働局

業 種 \ 年 別	21年	22年	23年	24年	25年
全 産 業	2,362^{②③}	2,324^{②①}	2,570^{①⑧}	2,469^{①①}	2,488^{①⑥}
製 造 業	502^③	481^⑤	524^④	477	480^③
食 料 品 製 造 業	136	179	160 ^①	154	163
繊維工業・繊維製品製造業	33	19	13	18	17
木材・木製品・家具等製造業	23 ^①	20	29	23	26
パルプ・紙・印刷・製本業	39	26 ^①	46 ^①	40	38
化 学 工 業	16	11 ^①	28	23	18
窯業土石製品製造業	36	22 ^①	21	22	21
鉄鋼・非鉄金属製造業	13	19	26	14	14 ^①
金属製品製造業	70 ^①	66 ^①	67 ^①	63	65 ^①
一般機械器具製造業	31	35 ^①	51 ^①	33	36 ^①
電気機械器具製造業	34	30	21	24	17
輸送用機械等製造業	17 ^①	8	17	11	13
電気・ガス・水道業	3	1	3	6	2
その他の製造業	51	45	42	46	50
鉱 業	2^①	1	3	3	7
建 設 業	325^⑦	328^⑦	351^④	358^④	341^④
土 木 工 事 業	79 ^①	54 ^①	67	85 ^③	60 ^②
建 築 工 事 業	184 ^②	218 ^②	227 ^③	225	239 ^②
木造家屋等建築工事業	80	89	72 ^①	80	92
その他の建設業	62 ^④	56 ^④	57 ^①	48 ^①	42
運 輸 業	323^③	325^③	386^②	313^②	369^②
鉄道等・道路旅客運送業	94 ^①	117	131	91 ^①	121 ^①
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	225 ^②	206 ^③	254 ^②	219 ^①	246 ^①
その他の運輸交通・港湾運送業	4	2	1	3	2
農林・畜産・水産業	101^③	107^②	100	107^①	92^①
林 業	51 ^②	48 ^①	53	60 ^①	40 ^①
商 業	326^③	335^③	375^③	363^①	361^①
小 売 業	249 ^①	272 ^③	274 ^②	271 ^①	264 ^①
金 融 ・ 広 告 業	28	35	48	35	29
保 健 衛 生 業	258^①	219	251	277^①	320
社 会 福 祉 施 設	170	143	180	195 ^①	238
接 客 娯 楽 業	167	178	215	194^①	175^①
旅 館 業	42	44	51	41	35
飲 食 店	96	112	125	121	110 ^①
ゴルフ場の事業	15	9	20	15 ^①	14
清 掃 ・ と 畜 業	125	109	120^①	151	125^②
ビルメンテナンス業	74	66	71	82	78 ^①
そ の 他	205^②	206	197^④	191^①	189^②
警 備 業	30	42	39 ^②	28 ^①	33 ^①

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

3-1 平成25年 労働災害発生状況 業種別 (対前年比較)

京都労働局

業 種	区 分	休業4日以上之死傷災害				死亡災害		
		25年	24年	対前年 増 減	増減率 (%)	25年	24年	対前年 増 減
全 産 業		2,488	2,469	19	0.8	16	11	5
製 造 業		480	477	3	0.6	3		3
食 料 品 製 造 業		163	154	9	5.8			
繊維工業・繊維製品製造業		17	18	-1	-5.6			
木材・木製品・家具等製造業		26	23	3	13.0			
パルプ・紙・印刷・製本業		38	40	-2	-5.0			
化 学 工 業		18	23	-5	-21.7			
窯業土石製品製造業		21	22	-1	-4.5			
鉄鋼・非鉄金属製造業		14	14	±0	—	1		1
金属製品製造業		65	63	2	3.2	1		1
一般機械器具製造業		36	33	3	9.1	1		1
電気機械器具製造業		17	24	-7	-29.2			
輸送用機械等製造業		13	11	2	18.2			
電気・ガス・水道業		2	6	-4	-66.7			
その他の製造業		50	46	4	8.7			
鉱 業		7	3	4	133.3			
建 設 業		341	358	-17	-4.7	4	4	
土 木 工 事 業		60	85	-25	-29.4	2	3	-1
建 築 工 事 業		239	225	14	6.2	2		2
木造家屋等建築工事業		92	80	12	15.0			
その他の建設業		42	48	-6	-12.5		1	-1
運 輸 業		369	313	56	17.9	2	2	
鉄道等・道路旅客運送業		121	91	30	33.0	1	1	
道路貨物運送・陸上貨物取扱業		246	219	27	12.3	1	1	
その他の運輸交通・港湾運送業		2	3	-1	-33.3			
農林・畜産・水産業		92	107	-15	-14.0	1	1	
林 業		40	60	-20	-33.3	1	1	
商 業		361	363	-2	-0.6	1	1	
小 売 業		264	271	-7	-2.6	1	1	
金融・広告業		29	35	-6	-17.1			
保健衛生業		320	277	43	15.5		1	-1
社 会 福 祉 施 設		238	195	43	22.1		1	-1
接客娯楽業		175	194	-19	-9.8	1	1	
旅 館 業		35	41	-6	-14.6			
飲 食 店		110	121	-11	-9.1	1		1
ゴルフ場の事業		14	15	-1	-6.7		1	-1
清掃・と畜業		125	151	-26	-17.2	2		2
ビルメンテナンス業		78	82	-4	-4.9	1		1
そ の 他		189	191	-2	-1.0	2	1	1
警 備 業		33	28	5	17.9	1	1	

資料：休業4日以上之死傷者数は労働者死傷病報告による。死亡者数は死亡災害報告による。

3-2 平成25年 労働災害発生状況

業種別・起因物別

労働災害関係

業種	起因物		動力機械			その他の装置等			構築物・建築物等		物質・材料		荷	環境等	その他	合計							
	原動機	機力	機械	一般動力	物上げ装置・運搬機械	圧力容器	化学設備	溶接装置	炉・釜等	電気設備	工人力機械等	用具					その他の設備	構築物・建築物等	有害物質等	材料			
全産業	5	47①	18	44①	111①	27	192①	261③	2	1	3	1	4①	168	215	76	624②	29	173	171	89④	227②	2,488⑥
製造業	4	14	2	37①	83	10	27	7	2	2	3	3		37	49	11	76	15	44	36	6②	17	480③
食品製造業	1			1	41		6	2	1					19	17	7	38	8	6	11	1	4	163
繊維工業・繊維製品製造業	1			6		1	3	1						2	1	1	6		4	1		1	17
木材・木製品・家具等製造業		13					6	1								2	2						26
パルプ・紙・印刷・製本業				2	12		6	1						3	2	1	1		2	3	4	4	38
化学工業		1		1	4			1						1	4		4		2	4	4	4	18
窯業・土石製品製造業	1		1	2	3	1	2	2	1					2	2	4	4		2	2	3		21
鉄鋼・非鉄金属製造業				16	3	4	3	2	1					1	4	2	8	3	18	1	2①	1	14①
金属製品製造業	1			9①	1	2	2	2	1					3	3	4	4	1	4	2	10①	1	65①
一般機械器具製造業				1	5	1	3	2	1					3	3	1	4	1	4	2	2	2	36①
電気機械器具製造業				3		1	1	1	1					1	2	2	2		3	2	2	1	17
輸送用機械等製造業				1		1	1	1	1					1	2	1	1		3	1	1	1	13
電気・ガス・水道業			1	2	5	1	5	1	1					4	8	6	6		3	8	1	4	2
その他の製造業			1				3	1						2	1	1				8	1	4	50
鉱業			1											2	1								7
建設業		18	14	7	3	5	20	12	1	1	1	1	10①	8	52	5	103①	2	61	7	19②	3	341④
土木工事業		2	1	1	1	1	1	1						1	6	17	17	11	11	1	10②	2	60②
建築工事業		16	7	5	2	3	16	12	1	1	1	1	10①	6	32	4	78①	2	42	4	7	1	239②
木造家屋等建築工事業		15	2	1	1	2	4	3						3	12	1	29	16	16	1	2	2	92
その他の建設業				1	1	1	3							1	14	1	8	1	8	2	2		42
運輸業				1	1	4	95①	63	1					30	12	3	84①		12	40	5	19	369②
鉄道等・道路旅客運送業				1	1	1	2	58	1					3	4	1	30①		2	1	3	14	121①
道路貨物運送・陸上貨物取扱業				2		2	93①	5						27	7	2	54		10	39	2	5	246①
その他の運輸交通・港湾運送業				1		1								1	1								2
農林・畜産・水産業		12①	1	7	2	2	3	5						4	6		6		9	2	33	2	92①
林業		6①		3	1	1												9	9	2	19		40①
商業	1	2		5	4	4	23	49①					1	43	32	13	99	1	16	46	6	20	361①
小売業				1	1	1	7	42①					1	37	17	11	77	9	9	39	4	18	264①
金融・広告業								11						4			8			2		4	29
保健衛生業				1	1			43						20	16	14	83	1	3	5	1	133	320
社会福祉施設				1	1			39						15	9	8	57	1	3	4	1	100	238
接客娯楽業	1			8	1	1	1	10					1	12	19	15	61	9	14	10	5	8①	175①
旅館				2	2			1						1	4	3	15		4	3		2	35
飲食店				5	5	1	1	8					1	10	14	9	35	8	10	4		5①	110①
ゴルフ場の事業		1					1	1								1	6			2	5	14	
清掃・と畜業				3①	3①		14	3						4	11	6	49	1	12	12	3	7①	125②
ビルメンテナンス業				1	1		1	2						3	10	5	39	1	6	2	3	5①	78①
その他の備業						1	6	58②					1	6	16	8	55		2	11	11	14	189②
警備業						1	1	15①						1	1	2	7			3	3	3	33①

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

3-3 平成25年 労働災害発生状況 業種別・事故の型別

業種	墜落	転倒	激突	落飛	倒崩	激突	巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ	物との接触	有害物の接触等	感電	爆発	火災	(交通) (道路) (事故)	(交通) (その他) (事故)	無理な反動	その他	合計
全産業	401④	500	114	124	46	96①	280①	159①	2	60②	7	3①	2	1	243④	1	415	34②	2,488⑥	
製造業	33①	82	26	28	9	16	136	49	2	24②	4	1	2	1	9	56	4	480③		
食料品製造業	9	45	4	1	2	5	37	23		11	2	1			2	20	2	163		
繊維工業・繊維製品製造業	2	3	1				6	1								4		17		
木材・木製品・家具等製造業	2	2	2	2		2	8	7							1	1	1	26		
パルプ・紙・印刷・製本業	2	3	3				16	2		1				1	2	8		38		
化学工業	2	2		1		3	5	1		1						2		18		
窯業土石製品製造業	3	4	2	1	1		7	1								2		21		
鉄鋼・非鉄金属製造業	1	2		1			4			3①						3		14①		
金属製品製造業	3	9	5	10	2	1	24	4		4①						2		65①		
一般機械器具製造業	3①	3	3	6		2	7	2		1				1	3	5		36①		
電気機械器具製造業	2	2				1	7	1			1					3		17		
輸送用機械等製造業	1		2	4	1		3	1								1		13		
電気・ガス・水道業	3	6	6	2	3	2	12	6		3				1	1	5		2		
その他の製造業	2	1					3	6							1	5		50		
鉱業																			7	
建設業	127②	29	14	32	8	12①	39	31	1	7	2	1①			12	20	6	341④		
土木工事業	20①	5	3	3	3	4①	10	3		3						5	1	60②		
建築工事業	85①	21	11	23	4	5	26	27		4	2	1①			12	13	5	239②		
木造家屋等建築工事業	40	4	2	10		2	4	18		1					3	5	3	92		
その他の建設業	22	3		6	1	3	3	1	1							2		42		
運輸業	84①	57	16	14	4	20	39	4		1					60①	64	6	369②		
鉄道等・道路旅客運送業	11①	21	2		1	7	10	1		1					47	15	5	121①		
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	72	36	14	14	3	12	29	3							13①	49	1	246①		
その他の運輸交通・港湾運送業	1					1												2		
農林・畜産・水産業	17	10	5	13	3	11	3	15①							3	10	2	92①		
林業	1	4	2	7	3	9	1	7①								5	1	40①		
商業	42	95	16	19	13	18	26	22		7	1	1			45①	57		361①		
小売業	21	77	12	12	11	8	17	19		4					38①	44		264①		
金融・広告業	2	9													12	4	2	29		
保健衛生業	8	81	17	4	1	11	4	5		1	1				40	139	8	320		
社会福祉施設	4	55	14	4		9	2	2		1	1				39	100	7	238		
接客娯楽業	22	53	5	5	5	1	10	23	1	19					7	27	2①	175①		
旅館	4	12	1	1		1	4	3		2						7		35		
飲食店	13	33	3	1		6	19	16		16					6	11	2①	110①		
ゴルフ場の事業	2	5	1	1				1								4		14		
清掃・と畜業	29	41	8	5	4	3	12①	5							2	15	1①	125②		
ビルメンテナンス業	19	35	5	3	3	2	1	3							1	5	1①	78①		
その他の業	35	43	6	4	4	4	8	5		1					52②	1	23	189②		
警備業	4	11	1			1									14①	2		33①		

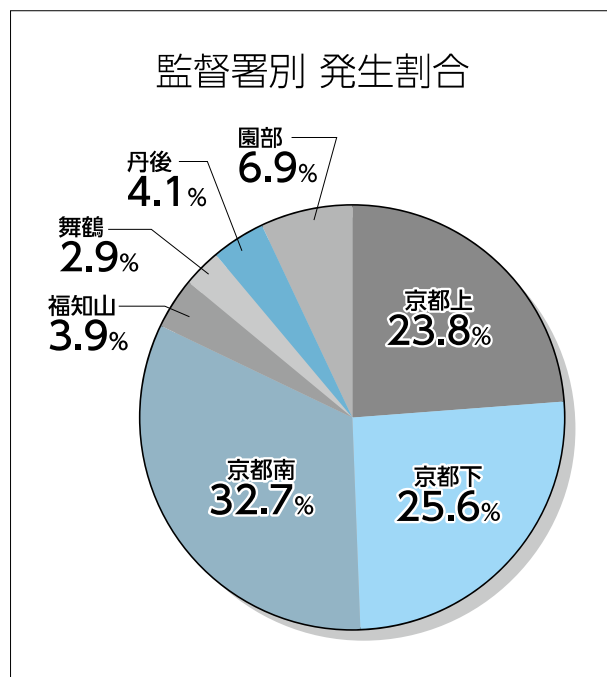
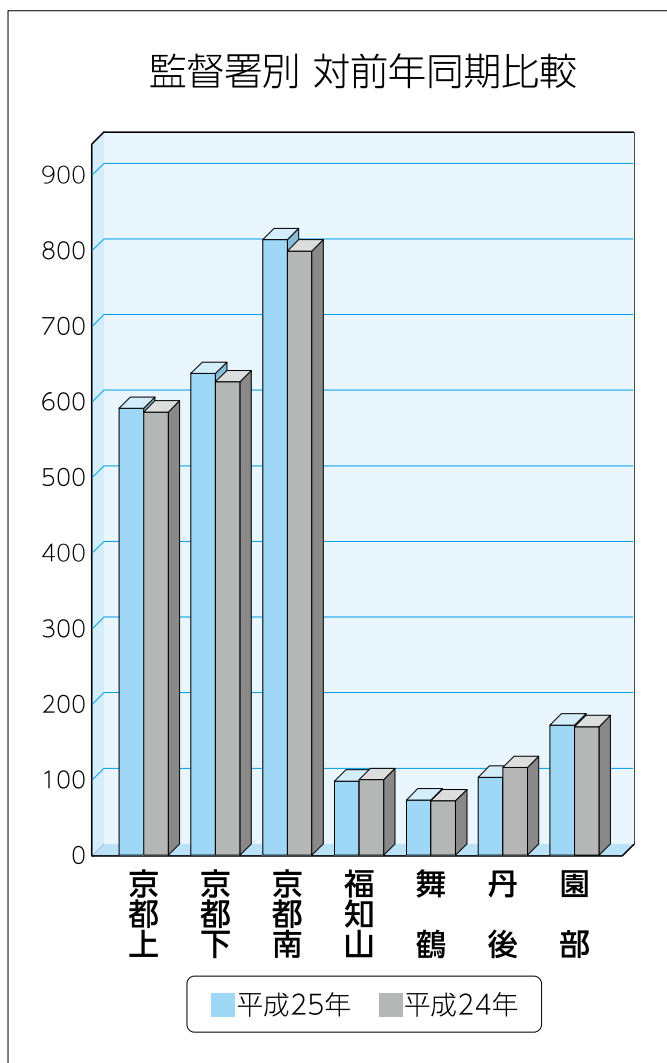
資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

3-4 労働災害発生状況 監督署別 (対前年比較)

京都労働局

	休業4日以上の死傷災害					
	平成25年		平成24年		増減数・率	
	死傷災害	構成比(%)	死傷災害	構成比(%)	増減数	増減率(%)
京都労働局	2,488^⑬	100.0%	2,469^⑪	100.0%	19^⑤	0.8%
京 都 上	591 ^③	23.8%	586 ^①	23.7%	5 ^②	0.9%
京 都 下	637 ^①	25.6%	626 ^③	25.4%	11 ^②	1.8%
京 都 南	814 ^⑧	32.7%	799 ^④	32.4%	15 ^④	1.9%
福 知 山	98 ^①	3.9%	100 ^①	4.1%	-2 ^①	-2.0%
舞 鶴	73	2.9%	72	2.9%	1 ^①	1.4%
丹 後	103 ^③	4.1%	116	4.7%	-13 ^③	-11.2%
園 部	172	6.9%	170 ^②	6.9%	2 ^②	1.2%

※休業4日以上の死傷者数は労働者死傷病報告による。○数字は死亡災害報告による死亡者数。
 注)京都市右京区京北各町で発生した災害については、1月から3月までの発生分も京都上署に含まれる。



3-5 労働災害発生状況 事業場規模別

京都労働局

業種	規模							合計
	～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人～		
全 産 業	605③	567⑤	345④	334	443②	194②	2,488⑬	
製 造 業	88	129	71②	68	94①	30	480③	
鉱 業	4	3					7	
建 設 業	235①	87③	12	5	2		341④	
運 輸 業	31	76	54①	63	115①	30	369②	
農林・畜産・水産業	55	18①	14	5			92①	
商 業	89	70	62①	52	51	37	361①	
金 融・広 告 業	2	11		1	5	10	29	
保 健 衛 生 業	18	56	53	73	76	44	320	
接 客 娯 楽 業	26①	52	41	25	15	16	175①	
清 掃・と 畜 業	26①	29	14	18	23	15①	125②	
そ の 他	31	36①	24	24	62	12①	189②	

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上之死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

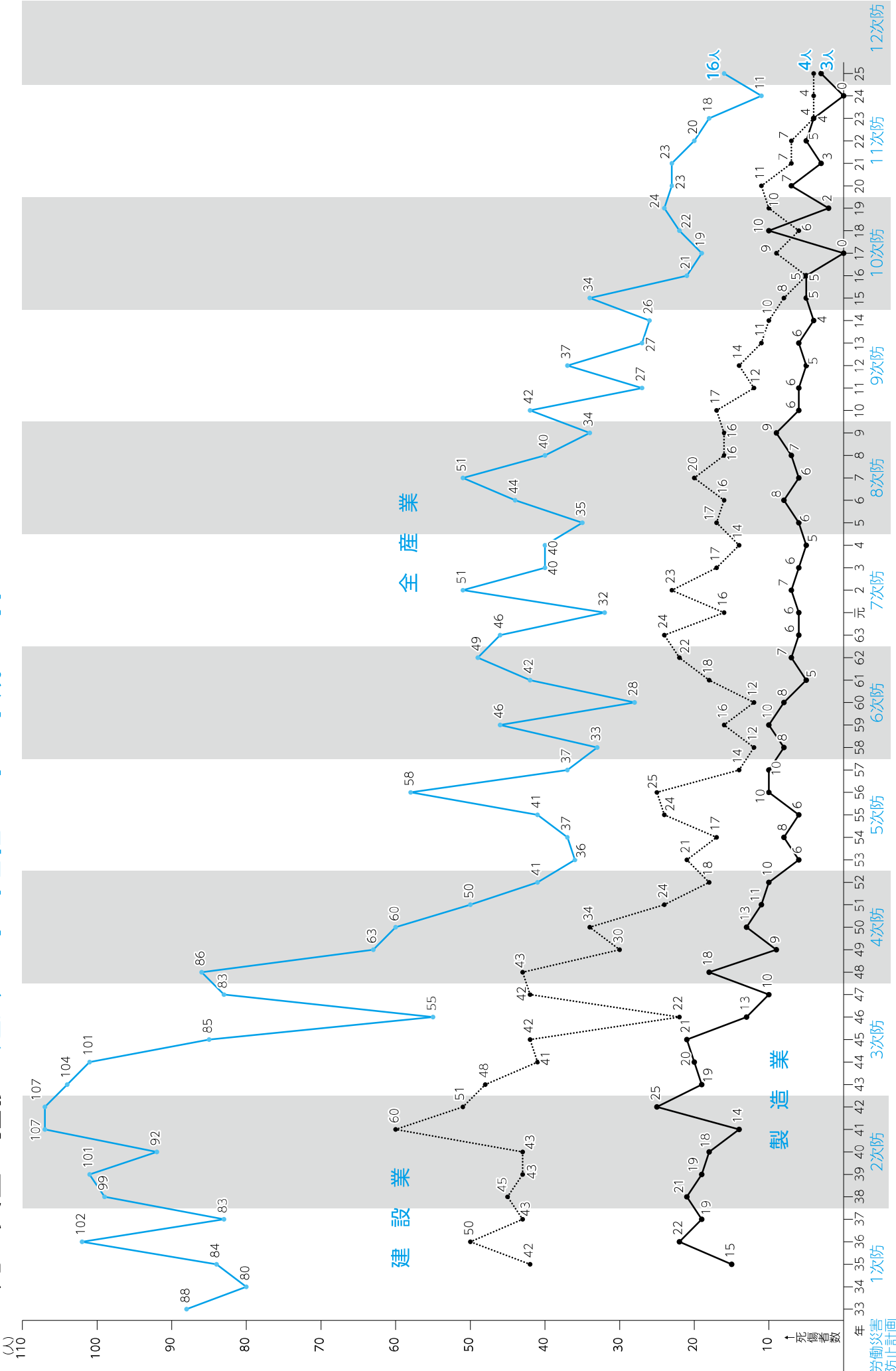
3-6 労働災害発生状況 年齢別

京都労働局

業種	規模							合計
	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～		
全 産 業	66	341①	456③	599④	534④	492④	2,488⑬	
製 造 業	8	68	104②	126①	91	83	480③	
鉱 業		1		4	1	1	7	
建 設 業	19	54	72	91②	57	48②	341④	
運 輸 業	5	33	70	115	87①	59①	369②	
農林・畜産・水産業	3	14	23	19	17①	16	92①	
商 業	12	52①	56	86	75	80	361①	
金 融・広 告 業		7	2	6	8	6	29	
保 健 衛 生 業	2	36	56	72	94	60	320	
接 客 娯 楽 業	17	43	19①	22	36	38	175①	
清 掃・と 畜 業		13	18	18	30②	46	125②	
そ の 他		20	36	40①	38	55①	189②	

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上之死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

4 死亡災害の推移 (過去56年 (昭和33年～平成25年))



資料：死亡災害報告

5-1 平成25年 死亡災害発生状況 業種別・起因物別

京都労働局

起 因 物 業 種	動 力 機 械					物 上 げ 装 置 運 搬 機 械			そ の 他 の 装 置 等							仮 設 物 ・ 建 築 物 ・ 構 築 物 等		物 質 ・ 材 料		環 境 等	そ の 他	合 計		
	原 動 機	動 力 伝 導 機 構	木 材 加 工 用 機 械	建 設 用 機 械	金 属 加 工 用 機 械	一 般 動 力 機 械	動 力 ク レ ー ン 等	動 力 運 搬 機 物	乗 物	圧 力 容 器	化 学 設 備	溶 接 装 置	炉 ・ 釜 等	電 気 設 備	人 力 機 械 工 具 等	用 具	そ の 他 の 装 置 ・ 設 備	仮 設 物 ・ 建 築 物 ・ 構 築 物 等	危 険 物 ・ 有 害 物 等				材 料	荷 重
全 産 業	0	0	0	0	0	1	0	1	3	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	5	2	16
製 造 業																1						2		3
鉱 業																								0
建 設 業													1				1					2		4
運 輸 業							1										1							2
農 林 ・ 畜 産 ・ 水 産 業																						1		1
商 業									1															1
接 客 娯 楽 業																							1	1
清 掃 ・ と 畜 業						1																	1	2
そ の 他									2															2
24 年				1				4	2						1	1						2		11
23 年				1			2	2	3							1	4				1	1	3	18
22 年				1		2	1	1	3			1			1		4		1			3	2	20

資料：死亡災害報告

5-2 平成25年 死亡災害発生状況 業種別・事故の型別

京都労働局

事 故 の 型 業 種	転 墜	転 倒	激 突	落 飛	倒 崩	激 突 され	巻 き 込 ま れ	は さ ま れ	こ 切 す れ	踏 み 抜 き	お ぼ れ	物 と の 接 触	高 温 低 温 の 接 触	有 害 物 等 と の 接 触	感 電	爆 発	破 裂	火 災	(道 路 事 故)	(そ の 他)	無 理 な 反 動 作	そ の 他	合 計	24 年	23 年	22 年
	全 産 業	4	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	4	0	0	2	16	11	18
製 造 業	1											2											3		4	5
鉱 業																							0			
建 設 業	2				1									1									4	4	4	7
運 輸 業	1																		1				2	2	2	3
農 林 ・ 畜 産 ・ 水 産 業								1															1	1		2
商 業																			1				1	1	3	3
接 客 娯 楽 業																						1	1	1		
清 掃 ・ と 畜 業							1															1	2		1	
そ の 他																				2			2	2	4	
24 年	2	1		1	1	1						1							4				11			
23 年	4	1			2	1	1				1							1	4		3		18			
22 年	7					2	3				1	2							3		2		20			

資料：死亡災害報告

6 平成25年 死亡災害一覧

京都労働局

No.	災害発生月時	業種	起因物	事故の型	被災者概要 事業場規模	災害の概要
1	3月 10時	建設業 (建築設備工事業)	仮設物・建築物・ 構築物等 (足場)	墜落、転落	男60代 10人未満	家電品販売店舗にソーラーパネルを設置するため、事業主及び労働者2名の計3名にて移動式足場(ローリングタワー)を組み立てていたところ、高さ5.2mの作業床から地上に墜落した。
2	4月 12時	建設業 (トンネル建設工事業)	環境等 (地山、岩石)	崩壊、倒壊	男40代 30～49人	建設中の自動車専用道のトンネル工事現場で、切羽周辺が崩落し、1名が土砂に埋まった。
3	5月 18時	接客娯楽業 (一般飲食店)	分類不能 (分類不能)	分類不能	男30代 10人未満	飲食店で給仕作業に従事していて、仰向けに倒れているところを客に発見され、救急搬送されたが死亡した。
4	5月 16時	製造業 (その他の鉄鋼業)	環境等 (高温・低温環境)	高温・低温の 物との接触	男30代 10人未満	工場内の溶鉱炉付近ですすを掃き集める清掃作業を行っていた。溶鉱炉付近のため周囲よりは温度が高い状況の中、体調が急変し救急搬送された。
5	6月 17時	商業 (新聞販売業)	乗物 (乗用車、バス、 バイク)	交通事故 (道路)	男20代 30～49人	原動機付自転車で道路を走行中、何らかの原因で対向車線に飛び出し、対向車線を走行中の大型観光バスにひかれた。
6	7月 17時	製造業 (その他の金属製品 製造業)	環境等 (高温・低温環境)	高温・低温の 物との接触	男40代 30～49人	鉄筋の切断作業を終え、自転車で帰宅途中、道路上に倒れているところを通行人が発見し、救急搬送されたが、翌日熱中症で死亡した。
7	8月 23時	運輸業 (ハイヤータクシー業)	仮設物・建築物・ 構築物等 (開口部)	墜落、転落	男70代 100～299人	タクシーの車両整備工場内で車両整備ピット内に転落し、頭部を打撲して死亡した。
8	8月 15時	建設業 (建築設備工事業)	電気設備 (送配電線等)	感電	男40代 10～29人	空調設備更新工事において、天井裏で空調ダクトの成形作業中、当該空調ダクトに近接した照明器具の電源中継ボックスから露出した電線(電圧200V)に接触した。
9	9月 10時	建設業 (道路建設工事業)	環境等 (地山、岩石)	墜落、転落	男60代 10～29人	法面の吹きつけ作業を終了し親網の撤去後、法面上部から林道に歩いて戻る途中で、誤って約11m下の林道に墜落した。
10	9月 6時	清掃・と畜業 (ビルメンテナンス業)	起因物なし (起因物なし)	その他	男50代 300人以上	警備を受託している事業場構内で警備業務に従事する労働者が、不審者が侵入したとの通報を受け赴いたところ、当該不審者から暴行を受け死亡した。
11	10月 13時	林業 (木材伐出業)	環境等 (その他の 木材加工用機械)	切れ、こすれ	男50代 30～49人	山中で、測量作業のため枝等を伐採していた被災者の左膝の裏側に、同僚が動かしていた刈り払い機の刃が接触し、約4時間後に失血性ショックで死亡した。
12	10月 15時	製造業 (機械(精密機械を 除く)器具製造業)	その他の 装置、設備 (その他の装置、設備)	墜落、転落	男30代 100～299人	鉄粉及び鉄くずを入れるホッパーが詰まり排出口から出ないため、詰まりの除去作業を行っていたところ、誤って転落し鉄粉に埋まった。翌日午前0時40分頃救出されたが、心肺停止状態でその後死亡が確認された。
13	10月 14時	運輸業 (一般貨物自動車 運送業)	動力運搬機 (トラック)	交通事故 (道路)	男50代 10～29人	渋滞中の道路で大型トレーラーが渋滞の最後尾にいたトレーラーに追突し、その弾みで、前にいたバイク1台と車3台が巻き込まれた。大型トレーラーを運転していた被災者が死亡した。
14	11月 13時	通信業 (通信業)	乗物 (乗用車、バス、 バイク)	交通事故 (道路)	男40代 300人以上	オートバイによる配達作業終了後、事業場に戻る途中、乗用車と衝突し、全身を強打し死亡した。
15	11月 8時	その他の事業 (警備業)	乗物 (乗用車、バス、 バイク)	交通事故 (道路)	男60代 30～49人	工事車両の誘導中、酒気帯び運転の乗用車にはねられ、入院療養していたが、平成25年12月13日に死亡した。
16	11月 15時	清掃・と畜業 (産業廃棄物処理業)	一般動力機械 (混合機、粉砕機)	はさまれ、 巻き込まれ	男50代 10人未満	プラスチック製品などの廃品を破砕機で断裁中、廃品が詰まったため取り除こうとしたところ、機械に巻き込まれて死亡した。

全産業 16

【製造業3：鋳 業0：建設業4：運輸業2：農林業1：商 業1：その他5】

7 平成25年 定期健康診断実施状況（業種別）

京都労働局

業 種	区 分	健診実施 事業場数	受診者数	所見のあった者		
				人数	有所見率(%)	全国有所見率(%)
全 産 業		2,249	259,629	131,244	50.55	53.02
製 造 業		589	75,375	35,225	46.73	51.63
食品製造		118	13,779	6,877	49.91	54.39
繊維工業		12	1,032	504	48.84	54.63
衣服・繊維		5	310	158	50.97	55.78
木材・木製		3	416	200	48.08	57.31
家具・装備		3	129	72	55.81	53.90
パルプ等		13	956	504	52.72	55.49
印刷・製本		37	4,604	1,869	40.60	51.80
化学工業		60	6,189	2,922	47.21	51.85
窯業・土石		16	2,151	1,019	47.37	55.56
鉄鋼業		3	186	90	48.39	51.21
非鉄金属		9	691	312	45.15	54.22
金属製品		35	3,151	1,413	44.84	54.75
一般機器		91	13,996	6,461	46.16	51.12
電気機器		100	15,197	6,455	42.48	50.20
輸送機器		27	6,208	2,682	43.20	44.70
電気・ガス		12	2,358	1,629	69.08	65.60
他の製造		45	4,022	2,058	51.17	52.92
鉱 業		1	43	38	88.37	71.22
建 設 業		40	3,224	1,869	57.97	63.09
土木工事		6	565	306	54.16	70.34
建築工事		21	1,435	828	57.70	61.92
他の建設		13	1,224	735	60.05	60.66
運輸交通業		195	20,891	12,651	60.56	60.79
鉄道等		30	3,859	1,903	49.31	42.73
道路旅客		90	11,772	7,656	65.04	71.78
道路貨物		75	5,260	3,092	58.78	58.26
他の運輸		0	0	0		50.77
貨物取扱業		15	1,086	576	53.04	54.95
陸上貨物		13	912	461	50.55	54.89
港湾運送		2	174	115	66.09	55.15
農 林 業		0	0	0		66.78
畜産・水産業		1	80	5	6.25	60.13
商 業		425	35,659	17,831	50.00	53.39
金融・広告業		66	10,827	5,725	52.88	50.40
映画・演劇業		4	198	49	24.75	53.09
通 信 業		41	5,769	3,245	56.25	56.99
教育・研究業		120	17,603	9,072	51.54	53.83
保健衛生業		378	48,955	24,116	49.26	48.34
接客娯楽業		117	6,882	3,209	46.63	50.80
清掃・と畜業		63	5,612	3,813	67.94	67.48
官 公 署		0	0	0		63.35
他の事業		194	27,425	13,820	50.39	53.44

資料：定期健康診断結果報告

(注) 1「健診実施事業場数」欄は健診実施延事業場数である。

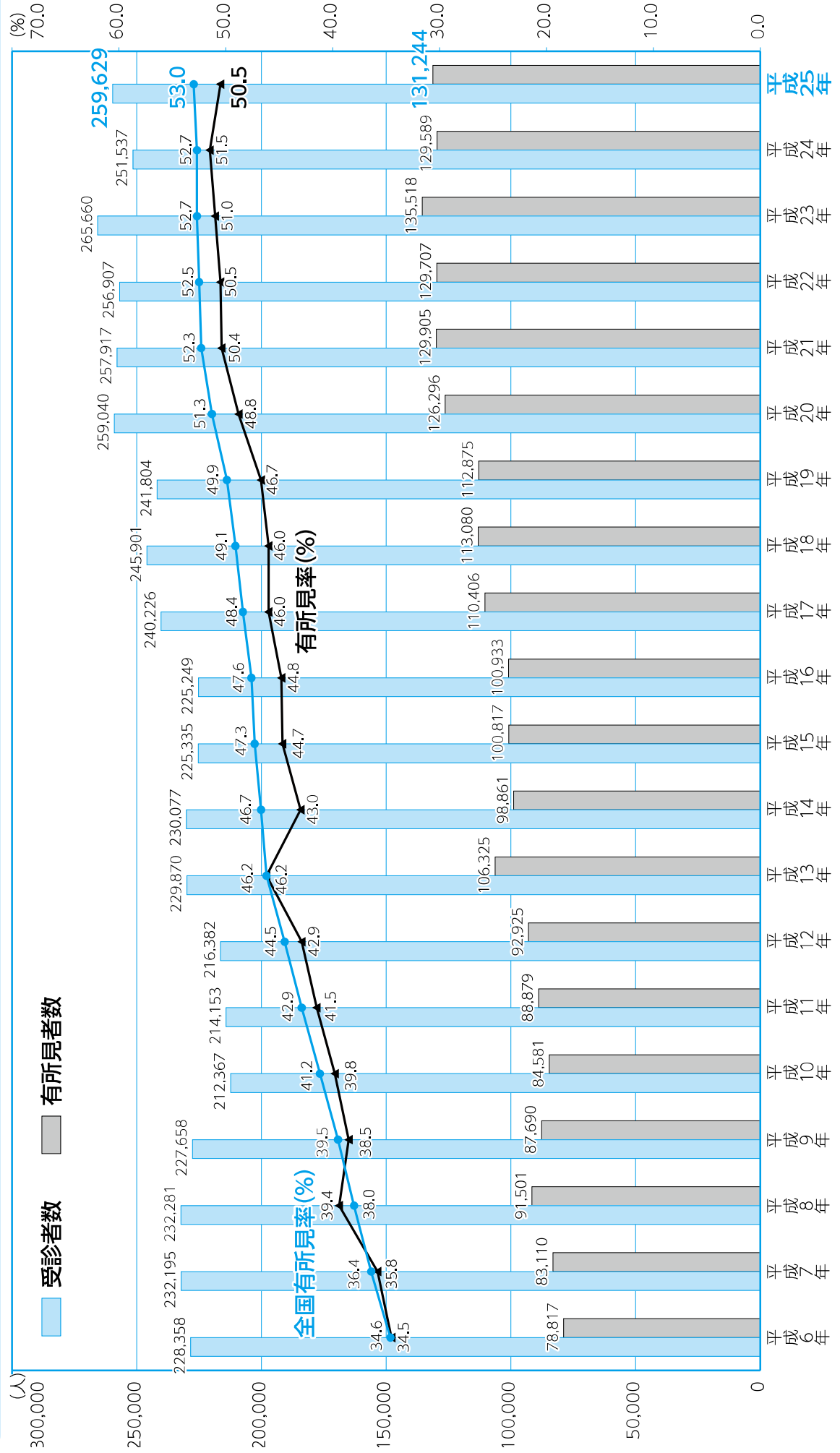
2「所見のあった者」の人数は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数である。

3「有所見率」は、所見のあった人数(他覚所見のみを除く)を受診者で割った値である。

8 定期健康診断の実施状況

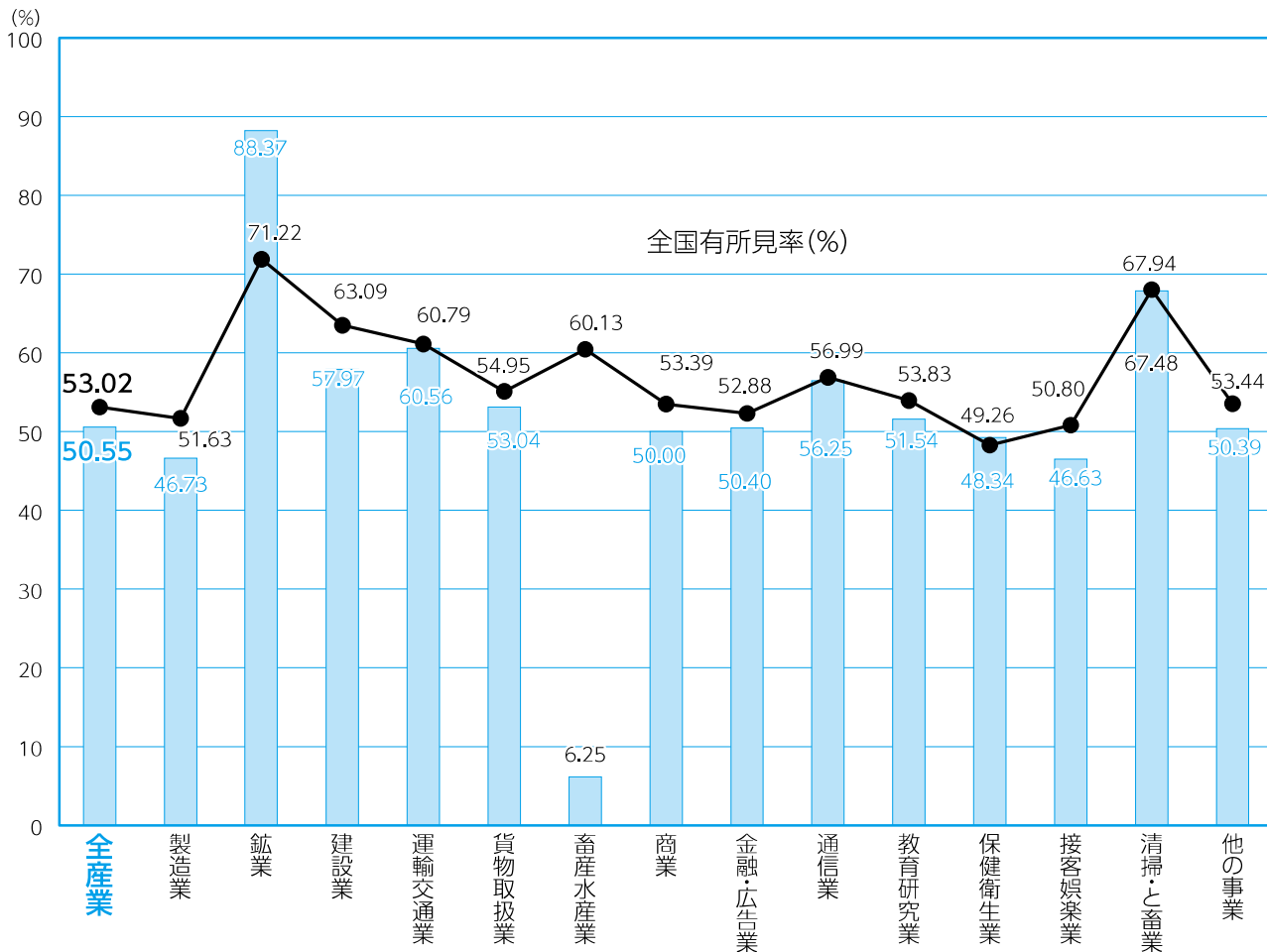
平成25年の定期健康診断の有所見率は、50.55%で前年比較で11年ぶりの減少を示した。検査項目別では生活習慣病に関連する「血中脂質」「血圧」「肝機能」の順に有所見率が特に高い。

8-1 定期健康診断有所見率 (%) 等の推移 (過去20年間)



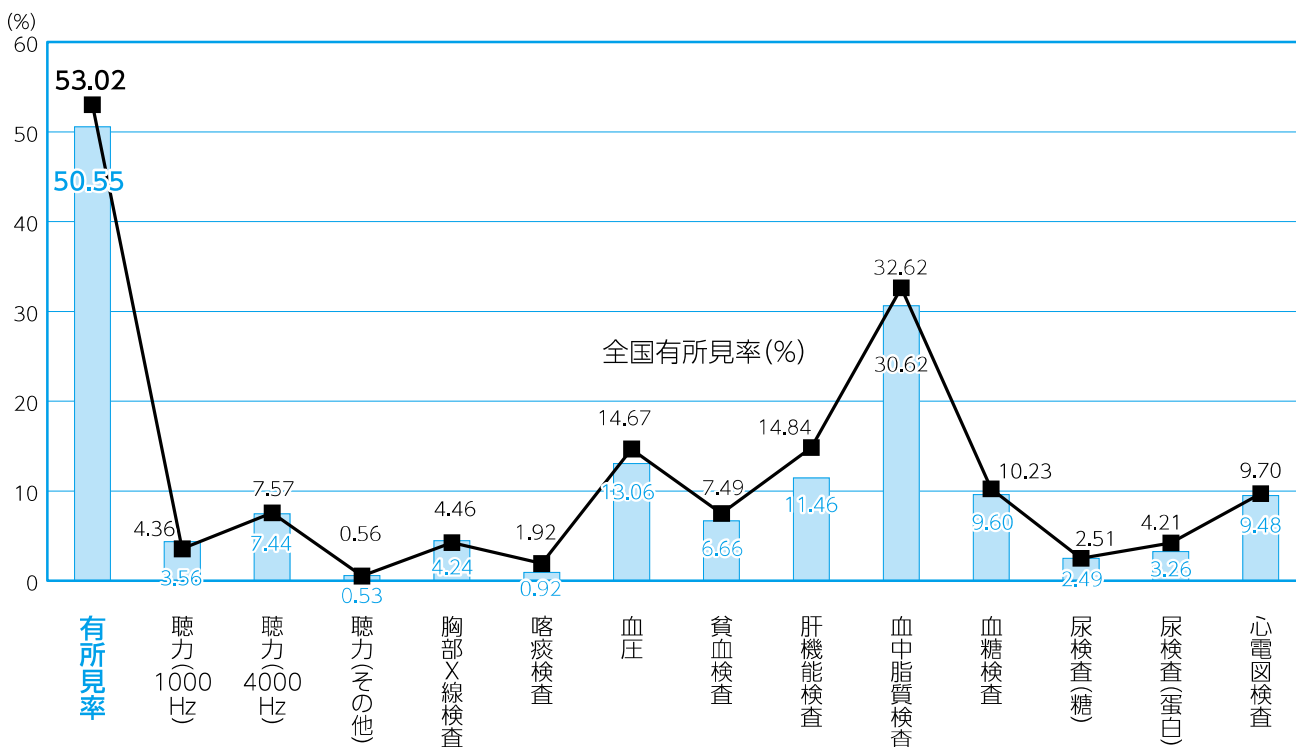
資料：定期健康診断結果報告

8-2 定期健康診断 業種別 有所見率(%) (平成25年)



資料：定期健康診断結果報告

8-3 定期健康診断 健診項目別 有所見率(%) (平成25年全産業)



資料：定期健康診断結果報告

9 平成25年 特殊健康診断実施状況 (対象業務別)

京都労働局

対象業務	区分	健診実施 事業場数	受診労働者数	所見のあった者		所見のあった者 有所見率(全国)
				人数	有所見率(%)	
特殊健康診断合計		1,812	48,020	3,076	6.41	6.06
有機溶剤		723	12,331	1377	11.17	5.92
鉛		111	2,103	61	2.90	1.43
四アルキル鉛		0	0	0		0.00
電離放射線		282	6,722	450	6.69	7.32
高気圧		3	46	27	58.70	5.87
特定化学物質		297	7,623	35	0.46	0.99
ベンジジン		1	1	0	0.00	3.31
四-アミノジフェニル		1	1	0	0.00	10.17
ベンゼン含有ゴムのり		3	12	3	25.00	3.03
ジクロロベンジジン		1	1	0	0.00	1.79
塩素化ビフェニル		8	105	0	0.00	0.74
オルト-トリジン		2	2	0	0.00	4.13
ジアニシジン		1	3	0	0.00	1.18
ベリリウム		8	38	0	0.00	0.90
アクリルアミド		28	212	0	0.00	0.88
アクリロニトリル		8	45	0	0.00	1.02
アルキル水銀化合物		1	1	0	0.00	0.72
エチレンイミン		4	19	2	10.53	2.12
塩化ビニル		4	6	0	0.00	1.43
塩素		22	364	0	0.00	0.89
カドミウム		12	49	0	0.00	2.12
クロム酸		43	287	0	0.00	1.21
クロロメチルメチルエーテル		1	1	0	0.00	1.20
五酸化バナジウム		8	156	2	1.28	1.33
コールタール		11	308	0	0.00	0.19
シアン化カリウム		22	253	0	0.00	1.72
シアン化水素		3	74	0	0.00	0.81
シアン化ナトリウム		11	178	0	0.00	1.61
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン		4	58	0	0.00	4.36
臭化メチル		2	51	0	0.00	1.07
重クロム酸		22	171	2	1.17	1.13
水銀		19	56	3	5.36	1.92
トリレンジイソシアネート		9	114	1	0.88	0.64
弗化水素		54	898	4	0.45	0.63
ベンゼン		25	86	2	2.33	1.20
マゼンタ		2	3	0	0.00	9.52
マンガン		35	623	8	1.28	1.28
沃化メチル		7	7	0	0.00	0.39
硫化水素		6	12	0	0.00	0.60
硫酸ジメチル		7	37	0	0.00	0.78
ニッケル化合物		28	756	2	0.26	1.26
砒素		16	279	0	0.00	1.06
酸化プロピレン		3	39	1	2.56	2.07
1-1-ジメチルヒドラジン		1	1	0	0.00	0.00
インジウム及びその化合物		28	306	0	0.00	2.55
コバルト及びその化合物		85	676	2	0.30	0.70
石綿(アスベスト)		95	1,151	10	0.87	1.52

資料：各特殊健康診断結果報告

(注)特定化学物質欄の健診実施事業場数及び受診労働者数は、何らかの対象業務の健診実施事業場数及び受診労働者数であり、各対象業務別の健診実施事業場数及び受診労働者数を集計したものではありません。

10 平成25年 指導勸奨による特殊健康診断実施状況(対象業務別)

京都労働局

区分 対象業務	健診実施 事業場数	受診労働者数	所見のあった者		所見のあった者
			人数	有所見率(%)	有所見率(全国)
指導勸奨特殊健診 合計	301	18,044	1,116	6.18	8.37
紫外線・赤外線	40	777	1	0.13	2.05
騒音作業	130	4,864	299	6.15	14.44
黄りん	0	0	0		0.00
有機りん剤	0	0	0		2.97
亜硫酸ガス	1	18	0	0.00	2.75
脂肪族の塩化又は 臭化化合物	1	1	0	0.00	18.97
砒素 (特化則適用以外のもの)	1	2	0	0.00	0.36
よう素	1	3	0	0.00	0.22
超音波溶着機	0	0	0		6.93
メチレンジフェニルイソ シアネート	3	10	0	0.00	1.25
地下駐車場	1	12	0	0.00	37.44
チェーンソー	3	19	5	26.32	10.93
チェーンソー以外 (振動)	12	266	18	6.77	4.66
重量物取扱い作業等 (介護作業等)	72	3,896	528	13.55	16.58
引金付工具(頸肩腕)	3	430	32	7.44	2.27
VDT作業	95	6,892	190	2.76	6.09
レーザー機器	36	854	43	5.04	2.32

資料：指導勸奨による健康診断結果報告

(注) 指導勸奨特殊健診 合計の健診実施事業場数及び受診労働者数は、何らかの対象業務の健診実施事業場数及び受診労働者数であり、各対象業務別の健診実施事業場数及び受診労働者数を集計したものではありません。

11 労働安全衛生法の一部を改正する法律案の概要

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案など最近の労働災害の状況を踏まえ、労働災害を未然防止するための仕組みを充実

- 特別規則で規制されていない化学物質が原因で胆管がんの労災事案が発生
⇒ 化学物質のリスクを事前に察知して対応する必要性
- 精神障害の労災認定件数の増加 ⇒ 労働者の健康状態を把握し、メンタル不調に陥る前に対処する必要性
- 同一企業における同種の災害の発生 ⇒ 当該企業の他の事業所における災害発生を未然に防止する必要性 等

1. 化学物質管理のあり方の見直し

- 特別規則の対象にされていない化学物質のうち、一定のリスクがあるもの等について、事業者に危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)を義務付け。

2. ストレスチェック制度の創設【前回提出法案(※)から修正】

- 労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査(ストレスチェック)の実施を事業者¹に義務付け。ただし、従業員50人未満の事業場については当分の間努力義務とする。
- ストレスチェックを実施した場合には、事業者は、検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

3. 受動喫煙防止対策の推進【前回提出法案(※)から修正】

- 受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを努力義務とする規定を設ける。

4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

- 厚生労働大臣が企業単位での改善計画を作成させ、改善を図らせる仕組みを創設。(計画作成指示等に従わない企業に対しては大臣が勧告する。それにも従わない企業については、名称を公表する。)

5. 外国に立地する検査機関等への対応

- 国際的な動向を踏まえ、ボイラーなど特に危険性が高い機械を製造等する際に受けなければならないこととされている検査等を行う機関のうち、外国に立地するものについても登録を受けられることとする。

6. 規制・届出の見直し等

- 建設物又は機械等の新設等を行う場合の事前の計画の届出(法第88条第1項)を廃止。
- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加。【前回提出法案(※)と同様の内容】

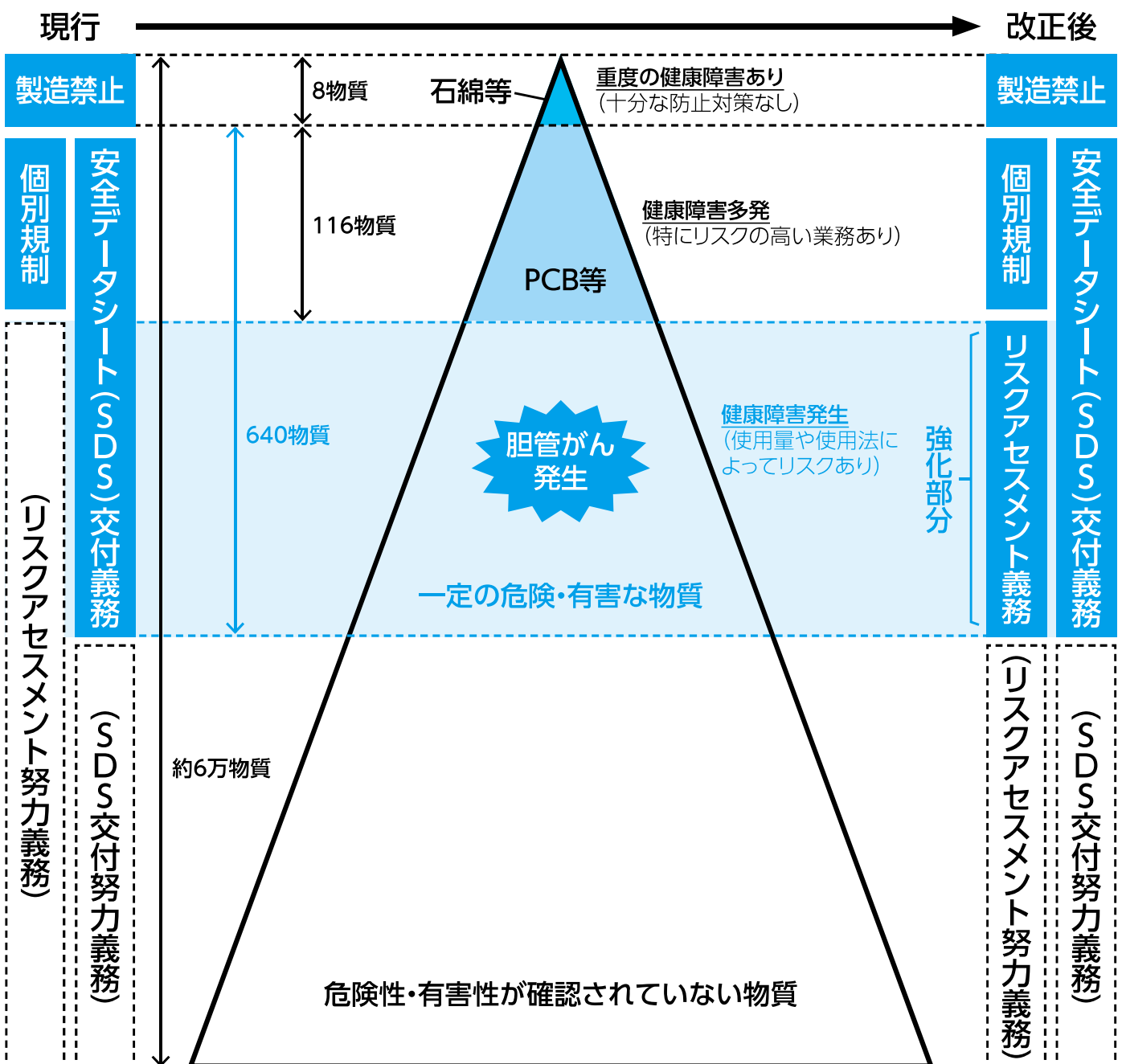
施行期日：公布の日から起算して、それぞれ6は6月、3・4・5は1年、2は1年6月、1は2年を超えない範囲内において政令で定める日

1. 化学物質管理のあり方の見直し ※新規法改正事項

- 危険・有害な物質に対する個別規制対象外の物質でも、使用量や使用法によっては労働者の安全や健康に害を及ぼすおそれ（「胆管がん事案」の原因物質も発生時は特別規則による個別規制対象外）

➡ ○一定の危険性・有害性が確認されている化学物質（安全データシート（SDS）の交付が義務づけられている640物質）について、事業者には危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を義務付ける。

【制度改正の概要】

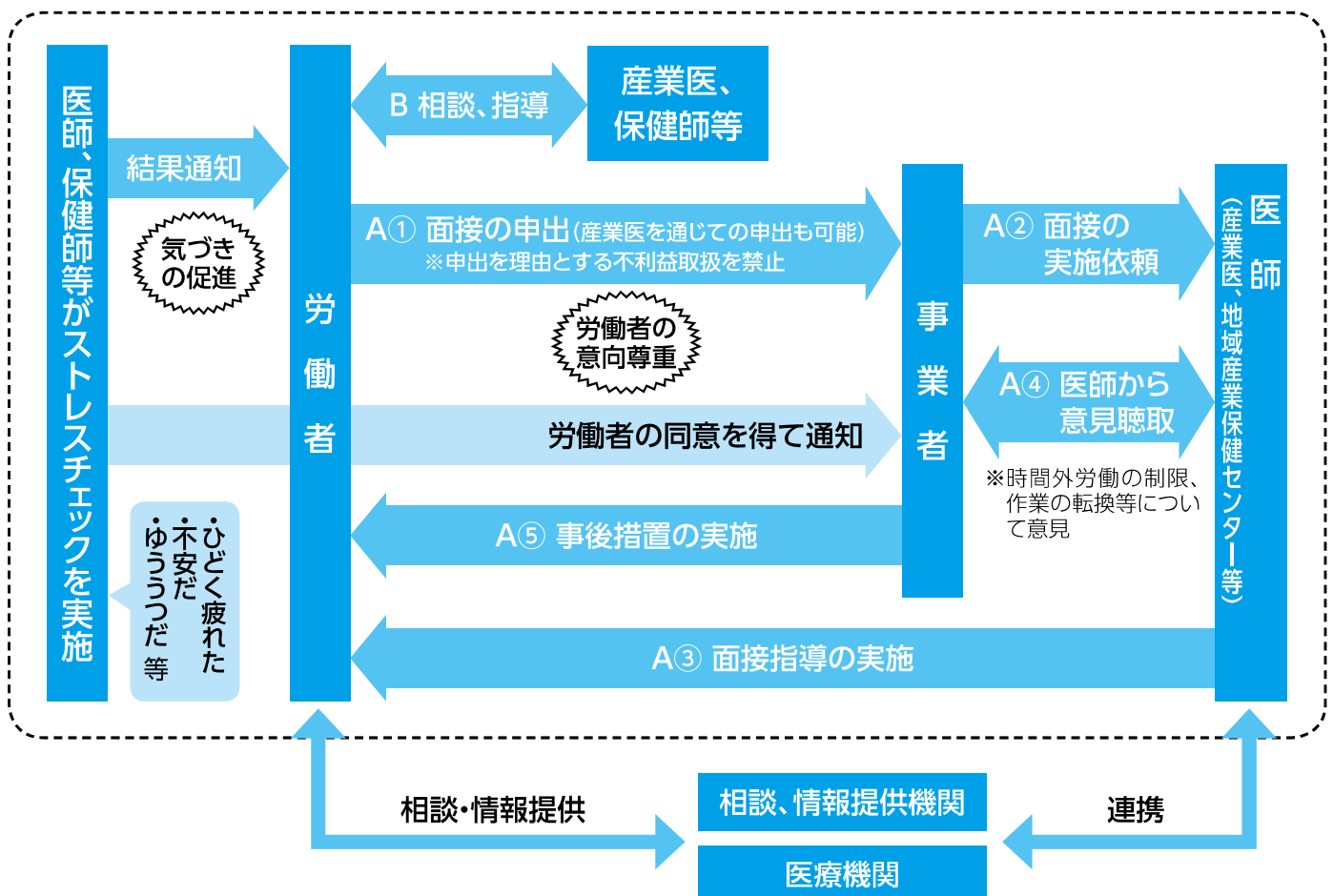


2. ストレスチェック制度の創設 ※前回法案から修正

- 精神障害の労災認定件数が3年連続で過去最高を更新するなど増加
(21年度：234→22年度：308→23年度：325→24年度：475)

- 労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査(ストレスチェック)の実施を事業者に義務づける。ただし、従業員50人未満の事業場については、当分の間努力義務とする。
- ストレスチェックを実施した場合には、事業者は、検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。
- 国は、ストレスチェックを行う医師、保健師等に対する研修の充実・強化、労働者に対する相談・情報提供体制の整備に努めるものとする。

【ストレスチェック制度の概要】



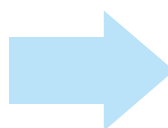
3. 受動喫煙防止対策の推進 ※前回法案から修正

【前回の法案の内容】

- 全ての事業者に職場の全面禁煙又は空間分煙を義務化。
- 飲食店等は、当分の間、たばこ煙を一定の濃度以下に保つ又は一定量以上の換気を行うことでも可とする。



- 義務化した場合、国の支援策がなくなり、取組が進まなくなるおそれがあることや、建議後に受動喫煙対策に取り組んでいる事業場が増加していることも勘案し、法案の内容を検討すべきと労働政策審議会が建議(平成25年12月)

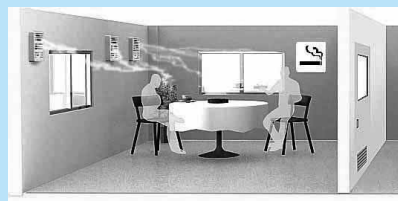


- 受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを事業者の努力義務とする。
- 受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対し、国は、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進等の必要な援助に努めるものとする。

【国による支援措置の概要】※平成25年度実施の支援措置の概要

● 受動喫煙防止対策助成金

- ・ 助成対象：全ての業種の中小企業事業主
- ・ 助成対象：喫煙室の設置のための費用
- ・ 助成率等：上記費用の1/2(上限200万円)

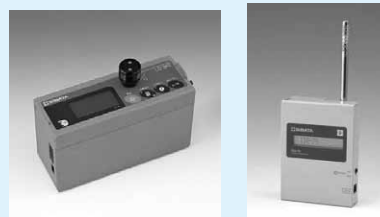


● 受動喫煙防止対策に関する無料相談窓口

- ・ 喫煙室の設置、飲食店の喫煙エリアにおける浮遊粉じんの濃度基準への対応など各種相談について、専門家による無料電話相談を実施。
- ・ 依頼者の希望に応じて、無料実地指導も実施。
- ・ 経営者、人事担当及び安全衛生担当者を対象とした受動喫煙防止対策に関する説明会を実施。

● たばこ煙の濃度等の測定機器の無料貸出

- ・ 職場の空気環境を確認するために、たばこ煙の濃度や喫煙室の換気の状態を測定する機器(粉じん計、風速計)の無料貸し出しを実施。



事業者、産業保健スタッフの皆さまへ

12 産業保健活動総合支援事業のご案内

平成26年4月から新しい支援体制がスタート

平成26年4月から、産業保健を支援する3つの事業(地域産業保健事業、産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業)を一元化して、「産業保健活動総合支援事業」として、事業場の産業保健活動を総合的に支援します。

【これまでの3事業の体制】

地域産業保健センター

労働者数50人未満の事業場の事業者や労働者を対象に産業保健サービスを提供

産業保健推進センター (連絡事務所)

産業保健スタッフなどを対象に、相談、研修、情報提供などの支援を実施

メンタルヘルス対策 支援センター

産業保健スタッフや事業主を対象に職場のメンタルヘルス対策を支援

【平成26年4月からの新体制】

産業保健活動総合支援事業

独立行政法人 労働者健康福祉機構が実施主体となり、地域の医師会などの協力のもと事業を運営します。

労働者のからだと心の一体的な健康管理や作業環境管理、作業管理などを含めた総合的な労働衛生管理の進め方についての相談などを一元的に受付けるなど、企業内での産業保健活動への総合的な支援を実現します。

事業の利用は、都道府県に設置している「産業保健総合支援センター」または「地域窓口」にご相談ください。

産業保健総合支援センター

〔都道府県ごとに設置〕

事業全体を統括。
事業者・産業保健スタッフなどを支援

地域窓口 (地域産業保健センター)

〔おおむね監督署管轄区域に設置〕

主に、労働者数50人未満の事業場を支援

詳細は、独立行政法人 労働者健康福祉機構京都産業保健総合支援センターにお問い合わせください。

〒604-8186 京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361-1 アーバネックス御池ビル東館5階

TEL: 075-212-2600 FAX: 075-212-2700

ホームページアドレス: <http://www.kyoto-sanpo.jp> E-mail: info@kyoto-sanpo.jp



産業保健活動総合支援事業のサービス内容

京都産業保健総合支援センター

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。

- ▶ 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- ▶ 産業保健スタッフへの研修
- ▶ メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- ▶ 管理監督者向けメンタルヘルス教育
- ▶ 事業者・労働者に対する啓発セミナー
- ▶ 産業保健に関する情報提供

地域窓口(地域産業保健センター)

労働者数50人未満の事業場を対象に、相談などへの対応を行います。

- ▶ 相談対応
 - ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
 - ・健康診断の結果についての医師からの意見聴取
 - ・長時間労働者に対する面接指導
- ▶ 個別訪問指導（医師などによる職場巡視など）
- ▶ 産業保健に関する情報提供

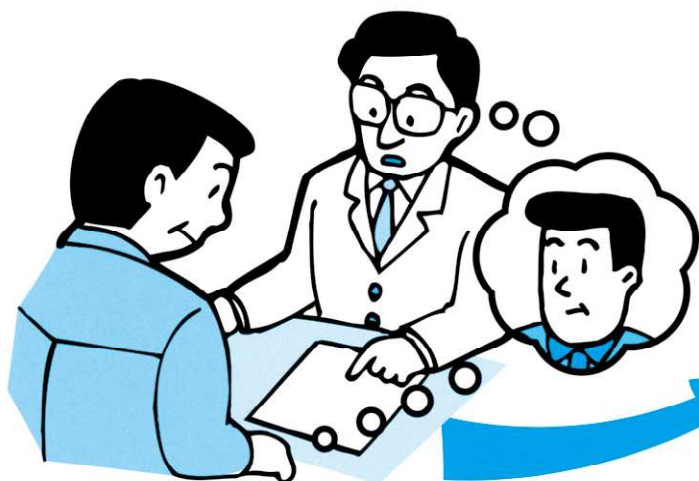
※労働者数50人以上の事業場についても、産業保健総合支援センターのサービス利用の相談を受け付けます。

労働者健康福祉機構（本部）

- ▶ 産業保健に関する全体的な情報提供
- ▶ メンタルヘルス相談機関などの情報の登録

(平成26年3月)

13 労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置について



健診年月日	○年 ○月○○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した医師の氏名 [㊞]	○○ ○○
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の氏名 [㊞]	○○ ○○

● 健康診断実施後の措置

働く方が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が働く方の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、働く方の健康管理を適切に講ずることが不可欠です。

そのため、事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは当該労働者の実情を考慮して、

- ① 就業場所の変更
 - ② 作業の転換
 - ③ 労働時間の短縮
 - ④ 深夜業の回数の減少等の措置を講ずる
- 等、適切な措置を講じなければなりません。

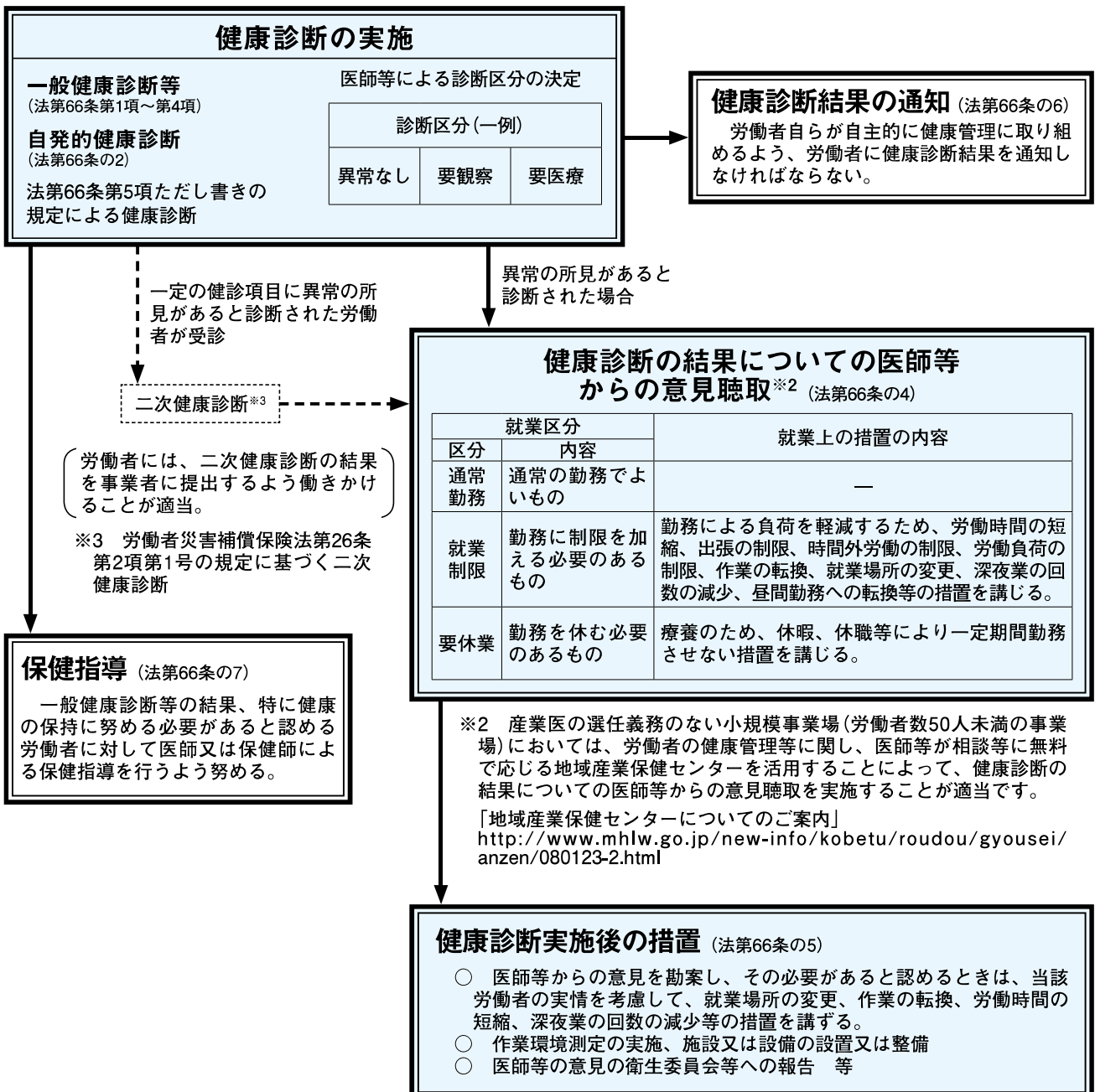
健康診断の種類

(法：労働安全衛生法)

一般健康診断（定期健康診断、特定業務従事者の健康診断※1等）	法第66条第1項
特殊健康診断（有機溶剤健康診断等）	法第66条第2項
歯科医師による健康診断	法第66条第3項
自発的健康診断	法第66条の2
その他の健康診断	法第66条第4項、第5項ただし書き

※1 労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する労働者に対する健康診断

健康診断の実施とその後の手順等



14 京都労働局第12次労働災害防止対策推進計画の目標・重点施策

計画期間 ○平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とする。

ねらい ○誰もが安心して健康に働くことができる社会の実現のために、すべての関係者が安全と健康の意識を共有し、必要なコストについて正しく理解し、責任ある行動をとる社会を目指す。

重点目標

- 11次防期間内の死亡者数と比較して12次防期間内の死亡者数を15%以上減少させる。
- 平成24年と比較して平成29年までに休業4日以上労働災害による死傷者数を15%以上減少させる。

重点施策

- 事業場における安全衛生水準の一層の向上を図るための対策
 - 安全衛生管理体制の強化、リスクアセスメントの導入、自主的安全衛生活動の促進
- 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
 - 労働災害防止の重点業種別対策、重点化した健康確保・職業性疾病対策
- 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携による労働災害防止の取組
 - 労働災害防止団体等の活動促進、ゼロ災3か月運動・安衛大会支援、関係行政機関との連携

重点業種別目標・対策

- 平成24年と比較して平成29年までに重点業種ごとに休業4日以上労働災害による死傷者数を以下のとおり減少させる。

小売業	20%以上減少	(対 策) リスクアセスメント、KY活動
社会福祉施設	10%以上減少	(対 策) 安全衛生教育、4S、KY活動、腰痛予防指針
飲食店	20%以上減少	(対 策) 安全衛生教育、4S、転倒・切れこすれ防止
ビルメンテナンス業	減少	(対 策) 安全衛生教育、4S、KY活動、転倒防止
陸上貨物運送事業	10%以上減少	(対 策) 墜落転倒防止、荷役作業安全ガイドライン周知
林業	減少	(対 策) 安全衛生教育、伐採作業現場指導

- 11次防期間内の死亡者数と比較して12次防期間内(5年間)の死亡者数を以下のとおり減少させる。

建設業	20%以上減少	(対 策) 墜落転落防止、新規参加者教育、解体工事対策、統括管理
製造業	5%以上減少	(対 策) 機械設備本質安全化、安全衛生活動活性化、中災防支援

健康確保・職業性疾病対策 (目標)

- メンタルヘルス対策……職場改善、パワハラ予防、ストレスへの気づき、職場復帰対策対策に取り組む50人以上の事業場の割合を80%以上にする
- 過重労働対策……健康管理の徹底によるリスク低減、働き方、休み方の見直し
- 化学物質健康障害防止対策……法令遵守徹底、リスクアセスメントの促進、SDS活用
- 石綿対策……解体工事におけるばく露防止、技術指針に基づく指導
- 職業性疾病予防対策……腰痛予防指針、熱中症予防の作業管理
腰痛予防……社会福祉施設の腰痛を含む死傷者数を10%以上減少させる
熱中症予防……死傷者数を20%以上減少させる
- 受動喫煙防止対策……教育啓発、支援制度の普及・促進